

第2期新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

【 素 案 】

目 次

第 1 章 総合戦略の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 総合戦略の位置づけ	4
3 総合戦略の計画期間と目標設定	4
4 計画の進捗評価	5
5 将来の人口フレーム	5
6 S D G s 達成に向けた取り組み	6
第 2 章 第 1 期総合戦略の達成状況と課題・方向性	8
1 第 1 期総合戦略の達成状況	8
2 新都市の現状	10
3 第 1 期新都市まち・ひと・しごと創生総合戦略に おける課題	10
4 今後の方向性	11
第 3 章 基本目標・具体的な取り組み	13
1 目指すべき方向性と視点	13
2 基本目標と施策	15
3 S D G s の目標との関係	18
4 具体的な取り組み	19

第1章 総合戦略の基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成26（2014）年11月に公布・施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国では2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、平成27（2015）年度～平成31（2019）年度の政策目標や実施する施策を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

全国の自治体が地方創生に取り組む一方で、東京への一極集中と全国的な人口減少に歯止めはかからず、国においては地方創生の更なる充実と強化を推進するため、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を閣議決定し、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方を示しています。

新城市では、平成28年2月に「新城市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という）」及び「新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という）」を策定し、総合戦略では人口ビジョンで示した将来展望や取り組むべき施策の方向性の実現に向け、基本目標や取り組む施策を取りまとめました。

この総合戦略に基づき、人口減少に歯止めをかけ、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、県及び周辺市町村等と連携した地方創生の取り組みを推進しています。

しかし、新城市における地方創生の取り組みは一定の成果をあげているものの、出生数が死亡者数を下回る自然減が拡大を続けており、人口減少に歯止めがかかっていません。

そのため、引き続き効果測定を行いながら、出生率の向上や新しい人の流れを作り、人口減少に歯止めをかけるとともに、交流・関係人口の拡大に向けた取組を推進し地域内外から継続的に地域にかかわる人口（関係人口、支えあう力、つながる市民、はつらつ世代）の拡大や、稼ぎ出す力（農林水産業の高次産業化、安定した就労環境、コミュニティビジネスなど）の創出を支援し、人や地域のつながりを強化することが必要です。

引き続き“しんしろ創生”の実現や人口減少に対応し、関係自治体と連携した施策に取り組むため、次期総合戦略を策定します。

新城市人口ビジョン（抜粋）

・新城市の地方創生“しんしろ創生”とは

●人口の捉え方

人口は、一定の地域や一国に住む人の数のことをいいますが、地域において人口を捉える際には、市内に居住する人のみを指すのではなく、結婚や職業上の理由により移り住む人、未来に生まれる子ども、あるいは過去に住んでいた地域での文化的活動や奉仕活動に訪れる人、通勤・通学者、観光客など、新城市に関わる人々を含めて考えていく必要があります。

●“しんしろ創生”の考え方

- ・住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心して豊かに暮らすことができるまちをつくる
- ・自ら主体的に考え、学ぶことで、地域を磨く“人材（財）”となり、新たな価値を創造し、豊かな地域社会を形成する

将来人口推計からわかるように、新城市の人口は今後急速に減少していきます。これは新城市だけではなく、日本全体が直面している課題です。この現実を私たち市民がしっかりと認識したうえで、地方創生に取り組んでいかなければなりません。

新城市が考える地方創生“しんしろ創生”は、単に人口増加を目的とするのではなく、近隣の地域全体が互いに支え合い、関わり合い、切磋琢磨するとともに、新城市に居住する人々が住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心して豊かに暮らすことができるまちをつくること。そして、年齢・性別・障がい・国籍等を超えて全ての人々がそれぞれの多様な価値観や生き方を尊重し許容しながらも、自ら主体的に考え、学ぶことで、地域を磨く“人材（財）”となり、新たな価値を創造し、豊かな地域社会を形成することです。

この考え方に基づいて、人が、地域が輝き、魅力あふれる新城市を目指します。

・目指すべき将来の方向

●バランスのとれた年齢構成への転換

人口ピラミッドを現在の少子高齢の「つぼ型」から、2060年の段階で「平準化（各年齢の人口数の均衡を図る）」させることを目指します。

しんしろ創生の考え方に基づき取り組むことで、人口の安定が期待できるバランスのとれた「釣鐘型」の年齢構成への転換を図ります。

しんしろ創生の考え方と人口ビジョンで定める将来の方向

住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心して心豊かに暮らすことができるまちをつくる

自ら主体的に考え、学ぶことで、地域を磨く“人材（財）”となり、新たな価値を創造し、豊かな地域社会を形成する

人が、地域が輝き、魅力的になる

人口流出入が均衡する・合計特殊出生率が向上する

バランスのとれた年齢構成への転換が叶う

新城市人口ビジョンでは、人口減少時代においてしんしろ創生を叶えるために重要なことを、人口の「数」ではなく「質」、そして「つながり」と捉えました。

第2次新城市総合計画では、将来の都市像を「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」とし、人口減少・少子高齢化の進行により社会状況が大きく変わる時代に対応するため、“つながり”を“力”に変え、“豊かさを切り拓く”ことにより、人が地域が輝き、新城市の未来が明るく開かれ、地域の魅力が向上することを目指しています。しんしろ創生を実現するために、これらの取り組みをさらに充実させ、若者や女性、高齢者など全ての人が輝き活躍するとともに、暮らしにくさの解消を図ることで、住環境の不便さ等を理由とした望まぬ転出を減らします。また、望む移動については最大限に尊重し、転出入のダイナミズムを生み出し人の交流を促進することで、新城市と近隣地域全体の活性化を意識したまちづくりを進めます。

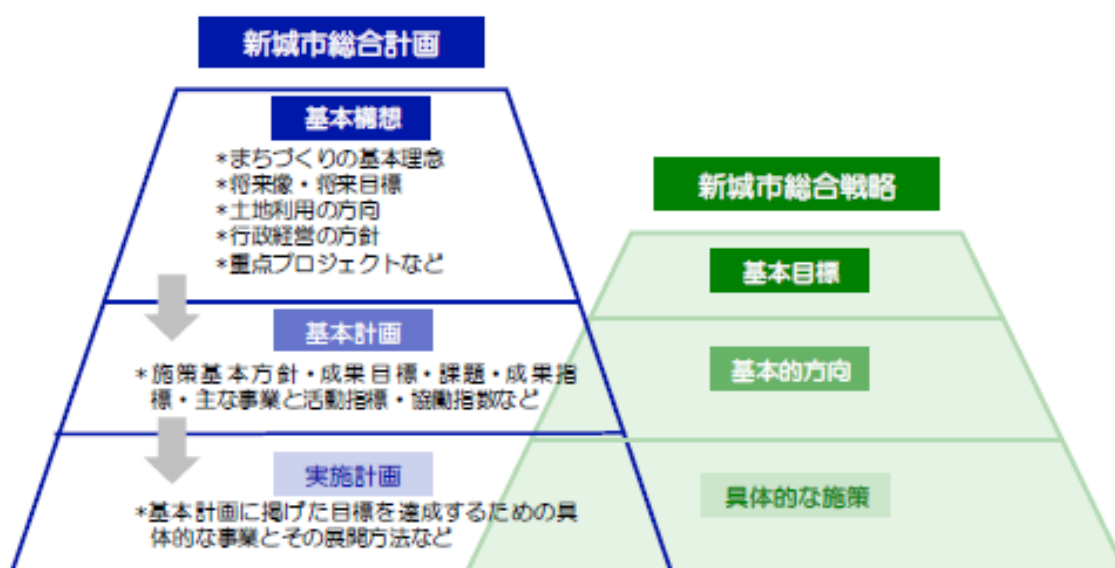
そして、「まちの創生」「ひとの創生」「しごとの創生」の好循環を確立し、それらを同時かつ一体的に取り組みます。

2 総合戦略の位置づけ

総合戦略は、しんしろ創生の実現と、「新都市人口ビジョン」で定める将来の方向、「バランスのとれた年齢構成への転換」を達成するため、中期の基本目標や基本的方向、具体的な施策を定めたものです。

総合戦略の策定にあたっては、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定により、国・県の総合戦略を勘案することとされています。

新都市の最上位計画である新都市総合計画の中には、国の示す政策四分野（①しごとづくり②ひとの流れ③結婚・出産・子育て④まちづくり）を達成するための施策も挙げられているため、該当施策については総合戦略に組み込みます。



3 総合戦略の計画期間と目標設定

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定することから、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間に合わせて、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

総合戦略では、政策分野ごとに基本目標を設定し、実現すべき成果に係る数値目標を定めます。また、基本目標の達成に向けて講ずべき施策に関する基本的方向、具体的な施策を盛り込み、各施策には、KPI（重要業績評価指標）を定めます。

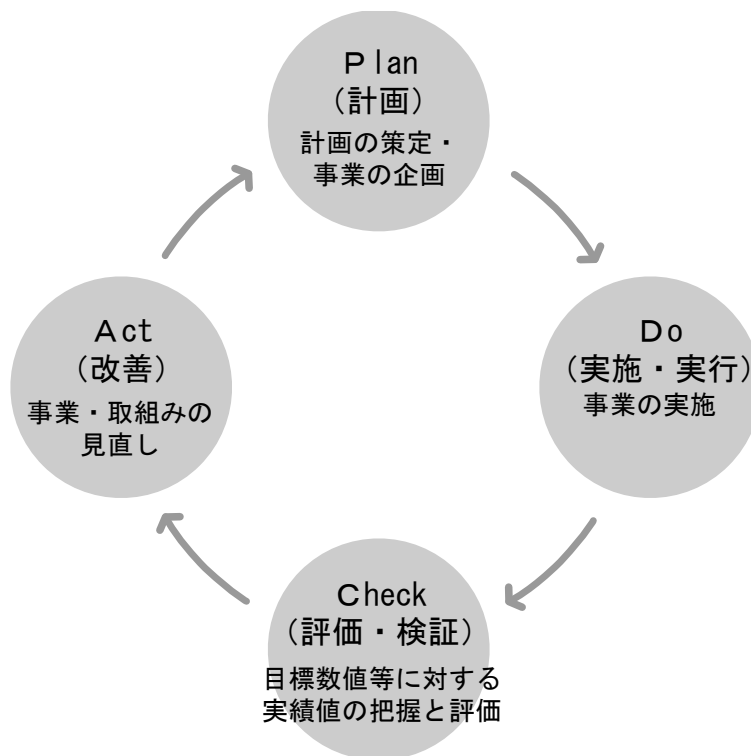
数値目標とKPIは、客観的な指標により、5年後の目標値を主担当課及び関係課が実績等を踏まえて定めます。原則として行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果としてもたらされた便益（アウトカム）に関する目標を設定します。

※KPI…重要業績評価指標ともいい、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味します。

4 計画の進捗評価

しんしろ創生を実現するためには、PDCAサイクルを確立することが必要です。本市では、すでに総合計画の中でこのPDCAサイクルを取り入れていることから、総合計画市民部会等により数値目標や施策ごとに設定したKPIを基に実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて見直しを実行するという一連の仕組みを整備します。

※PDCAサイクル…Plan（計画）→Do（実施・実行）→ Check（評価・検証）→Action（改善）を繰り返すことで、業務を改善していく手法をいいます。



5 将来の人口フレーム

まちの創生・ひとの創生・しごとの創生を一体的に推進し、好循環を生み出すことで、総合戦略の計画期間である令和6（2024）年度では、人口約●●●●人が維持されます。

人口フレーム 図が入ります。

6 SDGs達成に向けた取り組み

SDGsとは、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年を期限とする国際目標で、「誰一人として取り残さない」持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットにより構成されています。

SDGsは、発展途上国のみならず、進国自身が取り組む普遍的なものであり、SDGsの実現を目指すことは、しんしろ創生の理念とも一致します。

今後は、地方創生の推進に向け、このSDGsを原動力とした取組を推進するため、様々な主体との連携を深めていくことが求められています。

本市では、SDGsの達成に向け、市の各計画にSDGsの視点を採り入れ、様々な取組を推進するとともに、様々な主体の取組や連携を促進することとします。

〇17のゴール（目標）

① 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

② 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

③ すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

④ 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

⑤ ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

⑥ 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

⑦ エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

⑧ 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

⑨ 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

⑩ 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する

- ⑪ 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫ つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬ 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭ 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮ 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯ 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰ パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



第2章 第1期総合戦略の達成状況と課題・方向性

1 第1期総合戦略の達成状況

第1期新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の進捗状況及び達成状況を把握するとともに、第2期新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けた課題を整理します。

基本目標1 希望が叶う、安心・全で豊かなまちを創る

評価	数値目標		重要業績評価指標	
	件数	割合	件数	割合
A	2	100.0%	24	47.1%
B	0	0.0%	22	43.1%
C	0	0.0%	4	7.8%
—	0	0.0%	1	2.0%
合計	2	—	51	—

達成状況 A：目標達成 B：改善・現状維持 C：悪化

基本目標2 結婚・出産・子育て環境を創る

評価	数値目標		重要業績評価指標	
	件数	割合	件数	割合
A	0	0.0%	6	60.0%
B	0	0.0%	2	20.0%
C	1	50.0%	1	10.0%
—	1	50.0%	1	10.0%
合計	2	—	10	—

達成状況 A：目標達成 B：改善・現状維持 C：悪化

基本目標 3 市内にしごとを創る

評価	数値目標		重要業績評価指標	
	件数	割合	件数	割合
A	1	33.3%	10	43.5%
B	0	0.0%	11	47.8%
C	2	66.7%	2	8.7%
—	0	0.0%	0	0.0%
合計	3	—	23	—

達成状況 A：目標達成 B：改善・現状維持 C：悪化

基本目標 4 市内へのひとの流れを創る

評価	数値目標		重要業績評価指標	
	件数	割合	件数	割合
A	2	66.7%	13	38.2%
B	0	0.0%	18	52.9%
C	0	0.0%	3	8.8%
—	1	33.3%	0	0.0%
合計	3	—	34	—

達成状況 A：目標達成 B：改善・現状維持 C：悪化

全 体

評価	数値目標		重要業績評価指標	
	件数	割合	件数	割合
A	5	50.0%	53	44.9%
B	0	0.0%	53	44.9%
C	3	30.0%	10	8.5%
—	2	20.0%	2	1.7%
合計	10	—	118	—

達成状況 A：目標達成 B：改善・現状維持 C：悪化

2 第1期新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略における課題

これまで実施されてきた施策は、一定の成果をあげているが、出生数が死亡者数を下回る自然減が拡大を続けており、人口減少に歯止めがかかっていない状況となっています。

出生率の向上や新しい人の流れをつくり、転出入の均衡や交流・関係人口増加に向けた取組の更なる推進を行っていくとともに、地域内外から継続的に地域にかかわる人口（支えあう力、つながる市民、はつらつ世代等）の拡大や稼ぎ出す力（農林水産業の高次産業化、安定した就労環境、コミュニティビジネス等）の創出を支援し、人や地域のつながりを強化し、住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心して心豊かに暮らすことができるまちを目指していくことが必要です。

3 新城市の現状

人口動態

- 人口の社会増減をみると、平成13年以降、毎年転出超過となっています。年齢別では、特に20歳代の転出が大きく、それ以降の年代でも転出超過となっています。
- 平均初婚年齢をみると、平成29年では男性（夫）が32.3歳、女性（妻）が30.2歳となっており、国・愛知県と比べても高くなっています。また、男女ともに年々上昇し、特に35～39歳の男女の未婚率については、県が減少または上昇幅が小さくなっているのに対し、本市では大きくなっています。

○産業構造

- 基盤産業はゴム製品製造業や生産用機械器具製造業・電気機械器具製造業などの製造業となっており、製造業の従業員数も最も多くなっています。
- 市内の事業所及び従業員数は減少をしており、平成28年の民間事業所の従業員数は18,455人と、平成26年の19,656人から2年間で1,201人の減少となっています。一方で、業種別では、医療、福祉が事業所・従業員ともに増加しています。
- 女性の労働力率は、25～39歳が年々増加し、国・県と比較するとほぼすべての年代で上回っています。

○市の魅力

- 歴史や文化、伝統行事、自然景観など他地域にはない地域資源を有しており、自然資源や観光資源については、変わる事のない魅力として多くの市民が認識しています。
- 近年は、新東名高速道路や三遠南信自動車道の整備に伴う地政的なメリット向上を魅力と感じる市民が増加しています。

○観光入込客数

- 観光入込客数をみると、新東名高速の開通効果や大河ドラマの影響も一段落したこともあり、平成29年では3,241万人でしたが、平成30年では3,044万人と

20万人減少しています。

○居住環境

- ・本市では、良好な居住環境の住宅地整備を進めており、民間による住宅開発により分譲住宅の戸数は増加傾向にあります。
- ・空き家の活用がバンクのウェブサイトを開設するなど、住宅に関する情報を発信していますが、空き家登録件数が少ないことや、必要な情報を必要な場所や時期に提供できていないなどから、空き家契約件数は低い状況となっています。
- ・平成27年度に市民・事業所を対象として実施したアンケートでは、「高等学校卒業後に住み続けることができないと考える理由」として、「通勤・通学が不便だと思うから」が77.3%と最も高く、「結婚後に他の町に移住したいと考える理由」として、「勤務先へのアクセスが悪いから」が60.6%と最も高くなっています。また、「Uターンでの定住をするために必要な条件環境」として、「買い物等の日常生活的な生活の便利さ」、「仕事の確保」、「病院等の医療機関の充実」、「公共交通機関の充実」の割合が高くなっています。
- ・市民が地域で安心して暮らすため、休日・夜間診療所における第1次救急医療体制の充実に努めてきましたが、安心して子どもを産み育てることができる医療体制が求められています。

4 今後の方向性

- 国基本方針を踏まえ、現在の取組を継続・強化するとともに、新しい時代の流れ（Society5.0、SDGsを活かした地方創生等）等の新たな視点を追加し、取組を充実・強化します。
- 「政策5原則（自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視）」は引き続き重要な考え方として位置づけ、さらに「連携」の考え方に重点を置いた施策を検討し、地域特性を活かした施策を国・県・周辺自治体等多様な主体と協働して地方創生に取り組みます。
- 「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻すため、次の基本的視点で急激な人口減少・少子高齢化に対応します。
 - ① ひとの流れを創り、人口減少に歯止めをかける
 - ・ 「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現し、若い世代の人口流出に歯止めをかけるとともに、女性・高齢者・障がい者・外国人など、誰もがそれぞれの能力の発揮や相互協力を通じて、生きがいを感じながら暮らすことのできる「まち」の創生に取り組む。
 - ・ 地域に多様な形で継続的に関わる「関係人口」増加に向けた取組を推進する。
 - ・ 市内での就労や人材の育成・確保、移住・定着を促進する。
 - ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する
 - ・ 若い世代が安心して働き、希望通り結婚し、出産・子育てができる環境の実現に向けた切れ目のない支援を推進する。

- 労働力人口を確保するため、若い世代に加え、女性や高齢者などあらゆる世代が安心して働ける雇用・就業環境の整備に向けた取組を推進する。
 - 地域資源や地域特性を活かした「しごと」の創出や、高付加価値化に向けた取組を推進する。
- ③ 地域特性に即して地域課題を解決する
- 人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、課題をチャンスと捉え、課題解決を通じて収益や雇用をもたらす地域の活力とし、豊かな生活を確保する。
 - 活力ある地域社会維持や心豊かに生活できる環境の確保のため、地域や行政単位を超えた連携の促進により、高齢化・単身化の問題などの地域課題の解決に向けた取組を推進する。
- ④ 未来技術を活用したまちづくりを推進する
- ICT、AI、ドローン等を始めとした新技術を活用し、豊かで快適な地域社会の実現を目指す。
- ⑤ 地域間連携を推進する
- 東三河の他市町村との広域連携を積極的に進め、地域課題の解決に向けた取り組みを推進する。

第3章 基本目標・具体的な取り組み

1 目指すべき方向性と視点

新城市の人口は、国勢調査では昭和 60（1985）年を境に人口減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の平成 30（2018）年の推計によると、依然減少傾向にあり、2040 年の人口は 32,875 人と推計されており、生産年齢人口が減少し少子高齢化の更なる進行が見込まれます。

その中で、“しんしろ創生”（住みやすい・働きやすい・子育てしやすいと思える暮らし環境を整え、安心して豊かに暮らすことができるまちをつくる。自ら主体的に考え、学ぶことで、地域を磨く“人材（財）”となり、新たな価値を創造し、豊かな地域社会を形成する。）を推進するための目指すべき将来の方向を、現行総合戦略から引き継ぎ、「バランスの取れた年齢構成への転換」とします。

また、この「バランスの取れた年齢構成への転換」を目指すため、以下の4つの視点に基づき、施策を検討していきます。

視点1 ひとの流れを創り、人口減少に歯止めをかける

- ・「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現し、若い世代の人口流出に歯止めをかけるとともに、女性・高齢者・障がい者・外国人など、誰もがそれぞれの能力の発揮や相互協力を通じて、生きがいを感じながら暮らすことのできる「まち」の創生に取り組みます。
- ・地域に多様な形で継続的に関わる「関係人口」増加に向けた取組を推進します。
- ・市内での就労や人材の育成・確保、移住・定着を促進します。
- ・新技術の活用により、新たな雇用創出を推進します。
- ・地域資源や地域特性を活かした「しごと」の創出や、高付加価値化に向けた取組を推進します。

視点2 結婚・出産・子育ての希望を実現する

- ・全ての人々が、希望通り結婚し、出産・子育てができる環境の実現に向けた切れ目のない支援を推進します。
- ・全ての人々が、希望するライフスタイルを実現するため、若者や女性、高齢者などあらゆる世代が安心して働ける雇用・就業環境の整備に向けた取組を推進します。

視点3 地域特性に即して地域課題を解決する

- 人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、課題をチャンスと捉え、課題解決を通じて収益や雇用をもたらす地域の活力とし、豊かな生活を確保します。
- 活力ある地域社会維持や心豊かに生活できる環境の確保のため、地域や行政単位を超えた連携の促進により、高齢化・単身化の問題など、地域課題の解決に向けた取組を推進します。
- ICT、AI、ドローン等を始めとした新技術を活用し、豊かで快適な地域社会の実現を目指します。

視点4 地域間連携を推進する

- 東三河の他市町村との広域連携を積極的に進め、地域課題の解決に向けた取り組みを推進します。

2 基本目標と施策

(1) 基本目標

人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向を踏まえ、以下の基本目標を設定します。

基本目標1 しごとを創る

若い世代の転出を防ぎ、生産年齢人口を維持するため、安定した雇用を生み出だす力強い「しごと」を育成し、新しい雇用の場の確保を図ります。

さらに、魅力ある職場づくりや労働環境の整備により、正規雇用の増加や女性の働きやすい環境の確保を図ります。

基本目標2 ひとの流れを創る（交流人口関係）

豊富な自然、歴史、文化など地域資源を効果的に活用した体験型観光や農林業体験、スポーツツリーリズムなどの取り組みを推進し、国内外からの交流人口増加など、新しい「ひと」の流れづくりに取り組みます。

基本目標3 ひとの流れを創る（移住定住関係）

本市の雇用を、定住に結びつけるため、住みよいまちづくりを推進し、他都市からの移住促進、新城市出身者の地元就職など、新しい「ひと」の流れづくりに取り組みます。

基本目標4 結婚・出産・子育て環境を創る

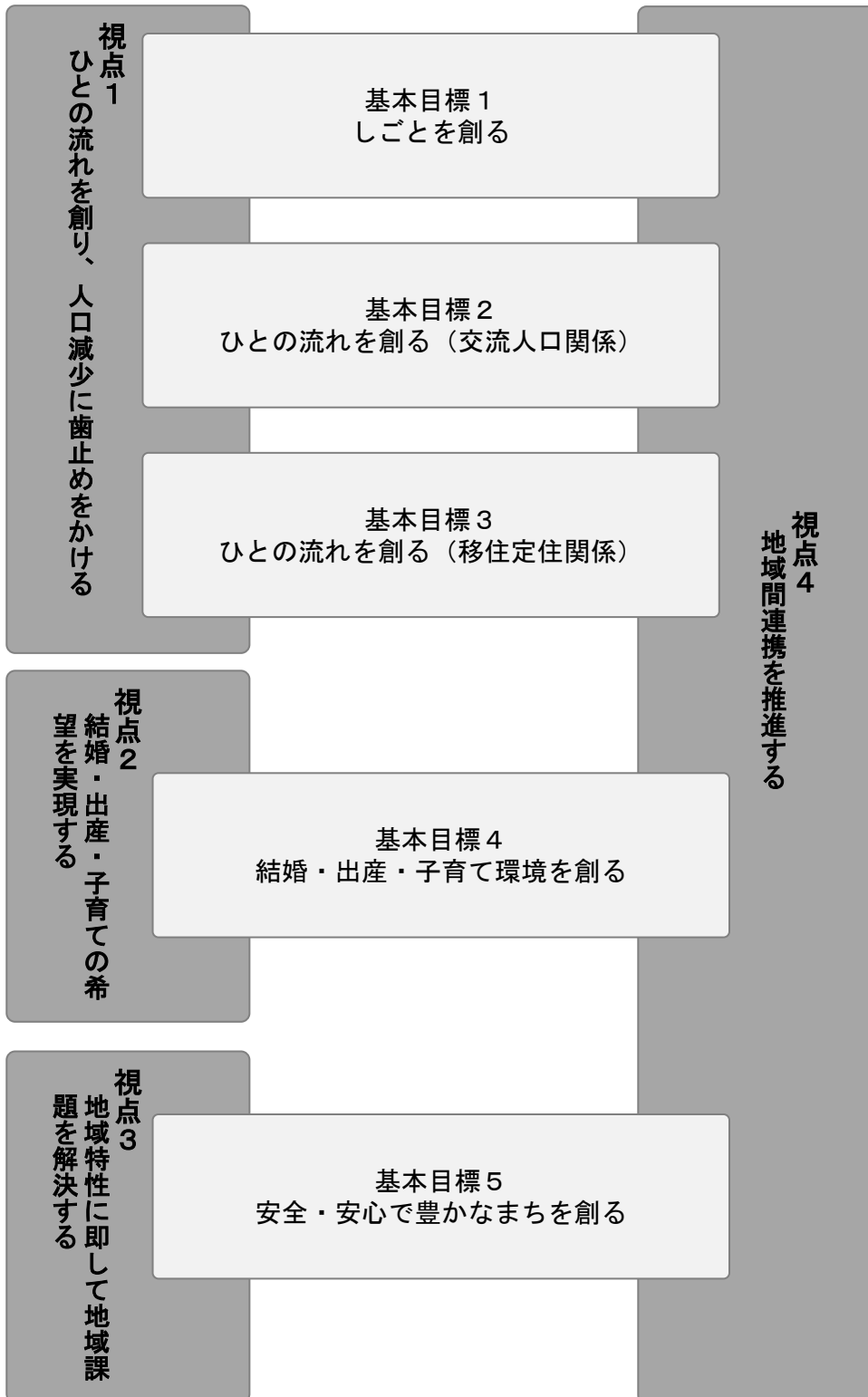
出生数の減少に歯止めをかけるため、結婚希望の実現や夫婦の希望する子どもの数の実現に向け、結婚、出産、子育て支援の充実を図ります。

子育てしている女性が安定的に就労することのできる環境づくりに努めます。

基本目標5 安全・安心で豊かなまちを創る

全員参加型社会の実現に向けて、高齢者や障がい者はもちろん、すべての市民が地域で安全に安心して日常生活を送ることができ、生きがいを持って生活を楽しむことのできるまちづくりに努めます。

4つの視点と基本目標との関係



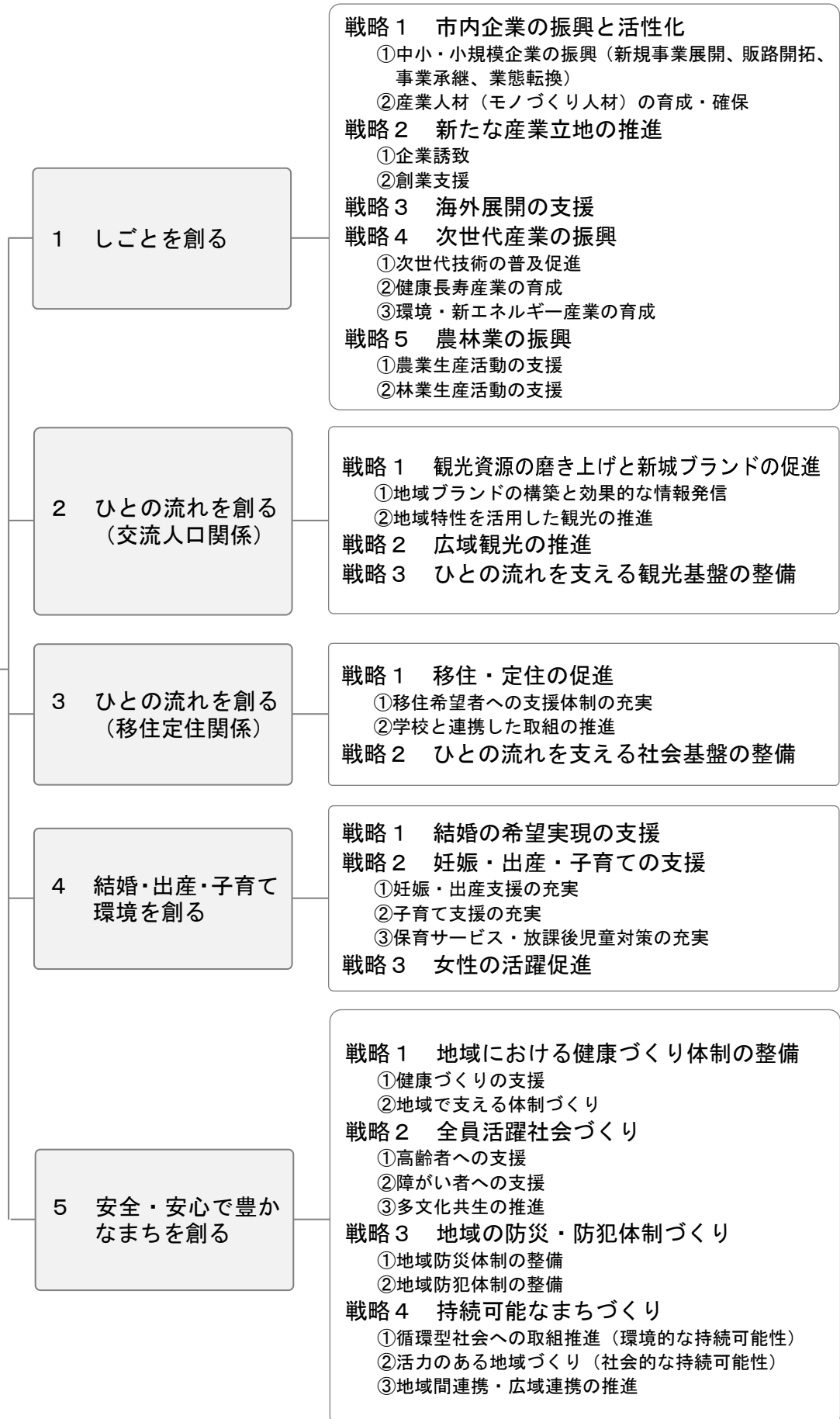
(2) 施策の体系

[将来の方向]

[基本目標]

[戦略と方針]

バランスのとれた年齢構成



3 SDGsの目標との関係

総合戦略の基本目標ごとにSDGsの17の目標を位置づけ、整理を行うことにより、各主体のSDGsに対する理解を深めるとともに各主体が更なる連携を促し、施策を推進していきます。

○基本目標

基本目標	SDGsの目標
基本目標1 しごとを創る	3、4、5、7、8、9、15
基本目標2 ひとの流れを創る（交流人口関係）	8、9、15
基本目標3 ひとの流れを創る（移住定住関係）	4、6、11
基本目標4 結婚・出産・子育て環境を創る	3、4、5、11
基本目標5 安全・安心で豊かなまちを創る	3、5、6、7、8、11、12、13、15

○戦略

基本目標	戦略	SDGsの目標
基本目標1 しごとを創る	戦略1 市内企業の振興と活性化	4、5、8、9
	戦略2 新たな産業立地の推進	8、9
	戦略3 海外展開の支援	8、9
	戦略4 次世代産業の振興	3、7、8、9
	戦略5 農林業の振興	8、9、15
基本目標2 ひとの流れを創る （交流人口関係）	戦略1 観光資源の磨き上げと新城ブランドの促進	8、9、15
	戦略2 広域観光の推進	8、9、15
	戦略3 ひとの流れを支える観光基盤の整備	9、15
基本目標3 ひとの流れを創る （移住定住関係）	戦略1 移住・定住の促進	11
	戦略2 ひとの流れを支える社会基盤の整備	4、6、11
基本目標4 結婚・出産・子育て 環境を創る	戦略1 結婚の希望実現の支援	11
	戦略2 妊娠・出産・子育ての支援	3、4、5、11
	戦略3 女性の活躍促進	5
基本目標5 安全・安心で豊かな まちを創る	戦略1 地域における健康づくり体制の整備	3
	戦略2 全員活躍社会づくり	3、5、12
	戦略3 地域の防災・防犯体制づくり	11
	戦略4 持続可能なまちづくり	6、7、8、11、12、 13、15

4 具体的な取り組み

基本目標1 しごとを創る

○課題

平成27年度に市民・事業所を対象として実施したアンケートでは、「Uターンでの定住をするために必要な条件・環境」として、「買い物等の日常的な生活の便利さ」が62.3%と最も高く、次いで「仕事の確保」が60.9%となっています。

また、新城市市政モニターアンケートでは、「今後のまちづくりに望む施策」として、「移住・定住などの人口対策」が31.6%と最も高く、次いで「企業誘致など働く場の創出」が29.5%（男性31.1%、女性28.0%）となっています。

魅力あるしごとを確保するとともに、市内中小企業への支援や農林業従事者の人材確保などに努めるとともに、安定した雇用を生み出すことのできる労働環境の充実に努めていく必要があります。

○基本的方向

中小企業を中心とした既存の事業所への支援策を継続して実施するとともに、起業や創業に必要なノウハウなどを身につけることができる支援や、大学への進学等で市外へ流出した若者が再び本市に戻ることができるような魅力的な働く場の創造、働きやすい環境づくりを進めます。

ICTやAI、ドローン、自動走行などの次世代技術の活用や環境・新エネルギー産業の創出、生産性の向上、人材確保・育成など、中小企業の支援のみならず、積極的な企業誘致活動を進めます。

地域産業のクラスター化や、産学官をはじめとする様々な主体との連携による付加価値の創出などにより、地域イノベーションの創出を推進します。

農林業の経営安定と生産活動推進のため、農林水産業の6次産業化やブランド化、農地の近代化・大規模化を始めとした生産性の向上、担い手確保・人材育成対策を進めます。

【数値目標】

数値目標	基準値	目標値
●市内事業所数（工業統計調査）	155事業所（H30）	
●市内従業員数（工業統計調査）	7,485人（H30）	
●製造品出荷額等（工業統計調査）	31,778,037万円（H30）	
●農業産出額（市町村別農業産出額（推計））	842千万円（H29）	

戦略1 市内企業の振興と活性化

① 中小・小規模企業の振興（新規事業展開、販路開拓、業態転換、事業承継）

地域に仕事をつくり、安心して働ける環境を整えるため、経営基盤や技術競争力の強化、販路拡大など、地域経済の活性化に向けた支援を行います。

地域産業のあり方や、その振興を図るための施策推進、雇用創出、地域活性化に向けた協働体制の整備など、地域産業の振興を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●経営等改善事業所（補助金支給件数）			【戦略】 商工政策課
●ビジネスマッチング数 （市内事業所とSAPA、道の駅との商談会）			【戦略】 商工政策課
●市外展示会への出展企業数（1-3に再掲）		述べ42社	商工政策課
●企業再投資促進補助金の交付件数		述べ2件	商工政策課
●中小企業者事業基盤強化等奨励金の交付件数		述べ3件	商工政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
しんしろビジネスマッチング事業【再掲元】	市内企業の将来を見据えた求人活動の下支えをすること及び中高生の市内企業についての理解を深め、就業意識の高揚を図り、将来の職業選択の幅を広げることを目的として「しんしろ企業展」を開催します。 また、市内企業の販路拡大に向け、企業間連携（ビジネスマッチング）のきっかけとなる各種展示会等への出展を促進するため、出展料等の補助制度を設置し支援します。	商工政策課
企業再投資促進補助事業	長年にわたり市内に立地する企業の再投資を支援し、市内企業の流出防止及び雇用の拡大を図ります。	商工政策課
商工業等活性化支援事業	商工団体が主体的に実施するしんしろ軽トラ市などのイベントや事業等の支援を行うことにより、小規模事業者および商店街の活性化を図ります。	商工政策課
小規模事業経営支援事業	新城市商工会が行う小規模事業者に係る経営又は技術の改善発展のための事業に対し、その事業費の一部を助成します。	商工政策課
地域産業総合振興施策推進事業【再掲元】	地域産業振興の政策実現のため、地域産業総合振興条例の制定後、地域産業ヒアリング調査を実施。地域産業振興会議を開催し、調査内容を分析、必要な施策の優先度と期待される効果を検討します。	商工政策課
中小企業者事業基盤強化等奨励事業	市内において、事業基盤の強化、事業規模の拡大等を目的に工場等の新設または増設をする中小企業者を支援し、地域産業の振興及び雇用機会の拡大を図ります。	商工政策課

②産業人材（モノづくり人材）の育成・確保

企業の成長に必要となる人材の不足に対応するため、新たな産業人材や専門性の高い人材、経営を担う人材などの育成・確保のための支援を行います

新規学卒者の市内就職の促進、若者に対する相談体制や職業選択の機会の充実、職場への定着率の向上など、就業環境の整備を推進します。

若年層の経済的安定を図るため、若者のキャリア教育や就労支援を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●企業説明会への学生等の参加者数（3-1②に再掲）		80人	商工政策課
●勤労者生活相談者数		12人/年	商工政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
新規雇用創出事業【再掲元】	地元企業への就職意識を高めるとともに、適切な職業選択の幅を広げ地元企業への学卒求人の充足および雇用の促進を図るため、就職を希望する高校生や働く意欲のある人に対し、地元企業の説明を実施します。	商工政策課
勤労者生活相談事業	地元企業への学卒求人の充足や雇用の促進を図るため、市在住、在勤の勤労者等の生活に関わる個別相談事業を開催し、専任の相談員が電話及び面談で対応することで、勤労者の安心、安全な暮らしの実現をサポートします。	商工政策課

戦略2 新たな産業立地の推進

①企業誘致

「山の湊」しんしろの新たな玄関口として、新東名新城インターチェンジを中心とした緑に包まれた良好な立地条件を生かし、新たな産業育成、積極的な企業誘致に取り組み、地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●新規立地企業数		2件	【戦略】 商工政策課
●立地奨励金の交付件数		13件	商工政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
企業立地推進事業	新城インター企業団地への企業立地の促進を図るため、情報発信と収集を行う。企業誘致により、雇用の場の創出、所得機会の創出、地域経済の活性化、財政力の強化等を図ることを目的に早期販売を目指す。	商工政策課
企業立地奨励事業	企業団地への企業立地の促進するため、立地奨励金及び雇用促進奨励金を交付します。	商工政策課
企業用地等開発推進事業	新東名新城インターチェンジ周辺に企業団地造成を行います。	用地開発課

②創業支援

創業を希望する方への伴走型の支援や創業を支援する人材の育成など、地域における創業支援体制を強化するとともに、商店街の空き店舗の活用の促進など、新たな産業の育成、創業支援を推進します。

市内中小企業を中心とする既存産業を支援するため、経営基盤の強化と新たな起業に向けた支援の充実を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●創業者数（新規事業者数）		延べ50事業者	【戦略】 商工政策課
●創業支援補助金支給件数			商工政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
創業支援補助事業【再掲元】	創業による新たなビジネスや雇用の創出、事業継承を契機とした二次創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、創業又は二次創業者に対する支援を行います。 市商工会と連携し、継続的に経営指導を行うことで事業経営の安定化を促すとともに、創業時の広報・広告宣伝に係る費用を補助します。	商工政策課
【再掲】地域産業総合振興施策推進事業	【1-1①から再掲】	商工政策課

戦略3 海外展開の支援

新城市の産業を海外に発信し、既存産業のさらなる拡大を図るため、市内の企業に対して海外展開の取り組みを支援します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●【再掲】市外展示会への出展企業数 （1-1①から再掲）		述べ42社	商工政策課
加盟都市との共同プロジェクト数 プロジェクトに参加する市民の数		5件 200人	企画政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
ニューキャッスル会議共同 声明実現事業	ニューキャッスル・アライアンス会議2018で採択された 共同声明を実現するため、「文化」「観光」「ビジネス」 「教育」の4分野に関するプロジェクトを実施し、世界で活 躍できる人材の育成や他国との交流の促進、世界とつながる 魅力的なまち「山の湊」の創造を推進します。	企画政策課
【再掲】しんしろビジネスマ ッチング事業	【1-1①から再掲】	商工政策課

戦略4 次世代産業の振興

①次世代技術の普及促進

自動走行、自動飛行などの近未来技術を活用したビジネスモデルを創造するため、新たな技術の研究、活用に向けた取組や関係企業の誘致などを進めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●次世代技術に関する共同事業実施件数		5件	企画政策課
●実証実験フィールドの提供件数		3件	企画政策課
●次世代技術に関するビジネスマッチング件数		1件	企画政策課
●遠隔指導等の試験運用開始		運用開始	市民病院

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
無人飛行ロボット社会実装実現事業	エアモビリティ等の新技術の社会実装を通じた新産業の集積・発展を目指し、ドローンの活用に関する実証実験や研究開発に取り組む企業・大学等との連携によるサービスの創出に向け、産学官連携による取組みを推進します。	企画政策課
5Gを活用した遠隔医療等の実証実験	市民病院と遠隔地および都市部の医療機関等を5Gでつなぎ、高精細画像による遠隔指導・遠隔診療の実証実験に取り組めます。	市民病院 総務企画課
【再掲】しんしろビジネスマッチング事業	【1-1①から再掲】	商工政策課
【再掲】企業立地奨励事業	【1-2①から再掲】	商工政策課
【再掲】創業支援補助事業	【1-2②から再掲】	商工政策課

②健康長寿産業の育成

健康づくりのまちづくりを推進するため、健康長寿に関する産業の育成や拡大に向けた支援を進めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●健康長寿モデルケースの作成		1件	市民病院総務 企画課
サテライトオフィスなどの実証実験の実施		1件	市民病院総務 企画課
実証実験の誘致		1件	市民病院総務 企画課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
奥三河メディカルバレー・プロジェクト	平常時および病気になる前段階から健康管理ができ、自立した生活を営むことができる健康長寿社会形成を推進します。 高齢化社会の医療・福祉機器開発をするために企業等の研究機関の誘致を推進します。 学術的な背景と医療・福祉産業の会社を融合させた次世代の機器開発のフィールドを提供し今後の研究拠点の構築を図ります。	市民病院総務 企画課
【再掲】しんしろビジネスマッチング事業	【1-1①から再掲】	商工政策課
【再掲】企業立地奨励事業	【1-2①から再掲】	商工政策課
【再掲】創業支援補助事業	【1-2②から再掲】	商工政策課

③エネルギー自治の推進

エネルギーへの取り組みを通じて、より多くの「みのり」が地域にめぐりまわちづくりを進めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●エネルギー公社による電力供給		売電開始	環境政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
「新城エネルギー公社」の創設	市内の民間事業者や地元金融機関等とも協力し、地域の再エネを活用した地産地消型の低炭素なエネルギー供給システムを構築するとともに、その情報・技術を活用して地域のエコ・エネルギー施策・産業の育成につなげます。 また、事業収益を原資とし、再エネ普及や地域課題を解決するサービスの提供等、地球温暖化防止と同時に豊かな生活を実現するとともに、エネルギーを中心とした地域創生モデルの実践を目指します。	環境政策課

戦略5 農林業の振興

①農業生産活動の支援

安全な食生活への志向に対応した付加価値の高い農業生産物の生産や、小中学校等における食育、消費者との信頼関係による消費の拡大、地産地消を推進し、農業の振興を図ります。

地域の特色を生かした特産品のブランド化や6次産業化、ICT・AIなどの新たな技術の農業への利活用を促進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●新規就農者数		29人	【総】【戦】 農業課
認定農業者数		90人	【戦略】 農業課
新品種による酒米の生産拡大（山田錦）		10.0ha	【総計】 農業課
学校給食における地場産品を供用する割合			【戦略】 農業課
人・農地プランの実質化した集落		10集落	農業課
山間地営農等振興事業に係る取組を行う団体数		2団体	農業課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
地産地消・食育普及活動事業	第3次食育推進計画に基づき、市民一人ひとりが自ら食について考える習慣を身に付け、健全で安全な食生活を実現することができるよう食育を推進します。また、料理教室の実施や、学校給食での地場産品の利用促進を図ります。	農業課
担い手育成総合支援事業	担い手の確保・育成、担い手等の農業経営の発展・改善を図るため、農業制度資金を活用する農業者に対して、償還に係る利子等の助成を行います。 また、小規模農業者の育成を目的とした農業塾を開講し、遊休農地の有効利用と少量多品目の生産・出荷による産直施設の販売量や品目の充実を図ります。	農業課
奨励農畜産物推進事業	特産品の普及啓発活動や新規作物の導入支援等を行うことで、産地の形成や活性化を図ります。	農業課
人・農地振興事業	水田農業経営の安定化、担い手への農地の利用集積を図るため、「人・農地プラン」の実質化、地域農業再生協議会の運営支援、農地の利用集積を進めます。	農業課
園芸施設団地整備事業	市内外からの新規就農者を確保することにより、人口減少の抑制や雇用機会の確保による地域経済の活性化、産地の維持・拡大による活力の向上を図ります。 新城地区又は鳳来地区での「いちご」作手地区の「夏秋トマト」及び産地確立を目指します。「周年ほうれんそう」といった、比較的安定した収益性のある施設園芸において、JAのリース方式によるハウス団地の整備を推進します。	農業課
営農活動支援事業	農業が有する環境保全機能により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取組み、農村環境の良好な保全と質的向上を図るとともに、カバークロープ（緑肥）の作付けや有機農業の取組、農業用資材の再生利用を推進します。	農業課
農業経営近代化施設整備事業	農業生産活動を行っていく上で、地形的、経済的、社会的に不利な山間地域における農業生産基盤の整備や、産地の収益力強化と担い手の経営発展を図るとともに、新規就農者や担い手が行う農業用機械・施設等の整備を支援します。	農業課

有害鳥獣対策事業	増加した獣による農林水産業への被害の減少を図るため、獣害に対する環境整備、防御、捕獲を効果的に講じます。 また、狩猟免許を有しない農業者等を捕獲補助者として狩猟者の捕獲に協力できるよう支援する等、地域ぐるみの獣害対策の推進に取り組みます。	農業課
----------	--	-----

②林業生産活動の支援

森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、地域の森づくりを進めるとともに、林業の専門的な作業の担い手の育成・確保に向けた施策を進め、効率的で安定した林業形態の構築により、林業経営の基盤強化と地域の活性化を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●木材の生産量		44,000立米/年	【総計】 森林課
●森林・林業に従事する人材の育成数 （新規林業就業者数）		3人	【戦略】 森林課
●市民参加の森づくり（年間参加者数）		延べ320人/年	森林課
●経営計画作成数		2箇所/年	森林課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
森の未来づくり事業	森づくり基本計画に基づいて森づくりに関する施策その他の取り組みを総合的かつ計画的に推進します。 また、市民に森林、林業に関する事業の理解を深めてもらい、木材の有効活用を図ります。	森林課
市民参加の森づくり推進事業	森林所有者（市民）による森林整備を進めるため、森林体験学習を実施・推進し、森林作業技術（刈払作業、チェーンソーによる伐倒作業）の習得と、「森づくり」、「人づくり」を図ります。	森林課
森林整備地域活動支援事業	森林経営計画を作成する林業事業者の地域活動に対し、補助金を交付することで、経営計画の作成を促進させるとともに集約化した施業の実施の推進を図ります。	森林課
人材育成事業	豊川上流地域の将来の森林整備を担う林業従事者の独り立ちをするのに要する経費に対し助成を行うことで、森林整備・林業を担う後継者の育成を図ります。	森林課

基本目標 2 ひとの流れを創る（交流人口関係）

○課題

新城市市政モニターアンケートでは、「これまでの市の施策でもっとも満足している施策」として、「市内の自然・歴史などの観光資源を生かした観光戦略」が28.4%と最も高く、次いで「地域自治区制度など市民自治社会の推進」の17.9%となっています。

現在、高速道路のサービスエリアでのプロモーションを始めとして、様々な取り組みを実施していますが、更なる交流人口の拡大に向けて、様々な情報発信媒体を活用し、効果的なPR活動を行い、誘客促進を図っていく必要があります。

また、新城ラリーをはじめとした新城の自然を生かしたアウトドアスポーツイベントを安定的に開催するほか、日常的にアウトドアスポーツを楽しめる環境を整えるなど、スポーツを観光資源として積極的に活用し、交流人口の拡大を図っていく必要があります。

○基本的方向

地域資源を未来へ継承するためには、守り続けるだけではなく、市民の財産として産業や観光資源として活用し、訪れる人にも魅力を伝えていくこと、伝えることができる人材が必要となります。そのためにも、観光基本計画との整合性を図りながら、市内の観光資源やイベント等を活用した取組を推進していくとともに、観光資源とスポーツの融合による新たなツーリズムを取り込んだ観光施策を検討していきます。

また、様々な情報媒体を活用した本市の観光情報の国内外への発信や観光交流拠点の機能や交通インフラなどの観光基盤の強化を図り、本市の強みを生かしながら、民間団体や県、近隣市町村と連携し、広域的な観光を推進します。

【数値目標】

数値目標	基準値	目標値
●観光入込客数 （観光レクリエーション利用者統計）	3,043,631 人（H30）	3,050 千人
●宿泊者数		
●観光消費額（3つの道の駅の売上額）	576.8百万円（H30）	

戦略1 観光資源の磨き上げと新城ブランドの促進

①地域ブランドの構築と効果的な情報発信

地域の資源を効果的に活用するため、新城市の地域ブランドの構築を図るとともに、さまざまな情報媒体を有効に活用しながら情報発信を行うことで、国内外からの誘客促進につなげます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●【再掲】観光入込客数（目標から再掲）	3,043,631人 (H30)	3,050千人	
●物産市の開催数		年4回	企画政策
●山port しんしろ出店事業者数			【総計】 企画政策
●市ホームページアクセス件数		月平均29,000件	【戦略】 秘書人事課
●地域資源を活かした新たなツーリズム商品開発件数		年3本 延べ15本	商工政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
シティープロモーション事業	藤が丘へ設置したアンテナショップ「山PORT 新城」及び名古屋圏を中心にPRを行い、新城市や物産品の知名度向上や、新城市を応援していただく顧客の増加を図ります。	企画政策課
ホームページ運用事業	市ホームページを活用し、市政情報を市内外に発信します。CMSによるホームページへの情報掲載の統一と迅速化を図り、誰にでも見やすく分かりやすい情報を提供します。これにより、市民には生活に密着した情報を発信するとともに、本市への来客者数や流入人口の増加を図ります。	秘書人事課
広報活動事業	広報紙の全戸配布や報道機関への情報提供を通じ、市民への迅速かつ的確な情報提供、問題提起等を行い、市民と行政との情報共有を図ります。	秘書人事課
市政番組編成事業	ケーブルテレビを利用した市政番組の制作・放送、データ放送を実施し、市政情報の発信を行います。特に「いいじゃん新城」の映像を通じ、身近な市政情報を発信することで市政への関心、理解を深めることを図ります。	秘書人事課
地域商社調査研究事業	地域資源や地域計画の現状を把握、分析し、観光基本計画の推進や資源を活用したツーリズムへの発展と商品力に繋げ、関係人口の増加と地域の稼ぐ力とする。	商工政策課
観光のまち 新城 PR 事業	市内の観光資源・観光施設・行事を効果的にPRし、観光客に向けてわかりやすい広報活動することにより、観光誘客の促進を図ります。	観光課
観光プロモーション事業	新東名高速道路新城ICの開設の機会を活かし、本市が有する歴史、自然、温泉等多くの観光資源の魅力と利便性の向上を積極的にPRすることで、知名度向上と観光客の増加をめざします。	観光課

②地域特性を活用した観光の推進

体験型観光や自然環境を活かした DOS(ドゥ・アウトドア・スポーツ)の展開、豊富な自然・歴史・文化等の地域資源のネットワーク化など、地域の資源を効果的に活かし組み合わせた新たなツーリズムによる体験型観光商品の促進を図り、誘客の拡大やこれらに連動した観光サービス産業の振興を図ります。

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	関係課室
●湯谷温泉利用客数		50千人	【戦略】 観光課
●鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな利用者数		157千人	観光課
●新たなスポーツツーリズム商品の開発件数			スポーツツーリズム推進課
●ジオツアー参加者	100人	目標 300人、	【総】【戦】 生涯共育課
設楽原歴史資料館 企画展の入館者数		3,500人	生涯共育課
長篠城址史跡保存館 講座など申込者数		130人	生涯共育課
鳳来寺山自然科学博物館来館者数	10,638人 (H30)	12,000人	生涯共育課
作手歴史民俗資料館入館者数		8,000人	生涯共育課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
桜淵公園再整備事業	桜淵公園を整備し魅力向上を図ります。 桜淵公園再整備基本計画に基づき再整備事業を進め、どの年齢層にも利用しやすく、多くの市民や観光客が訪れる公園にします。	観光課
湯谷温泉街振興事業	湯谷温泉の温泉源施設を適切に管理するとともに、湯谷温泉の魅力向上を図り、集客増加につなげます。	観光課
鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな管理運営事業	鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなを適正に管理するとともに、施設の利用者数確保・増加を図ります。	観光課
スポーツツーリズム推進事業	本市の自然を活かしたアウトドアスポーツのイベントを開催することで経済効果と雇用機会の創出を図り、地域の活性化を進めることで都市との交流を図ります。	スポーツツーリズム推進課
ジオパーク構想推進事業	東三河地域の豊かな自然や歴史、優れた地質遺産を「共通の資源」として捉え、大地の成り立ちと、動植物や人々の暮らしを結ぶ壮大な物語としてまとめ、新たな価値を創出することで、観光や定住促進等、地域振興に繋がります。 郷土学習や防災学習など教育活動にも活用し、地域の魅力発見や郷土愛を育みます。	生涯共育課
設楽原歴史資料館運営事業	魅力あふれる設楽原歴史資料館を創出します。 地域の文化財に対する関心を高めるため、企画展や講演会、出前講座などを行い、積極的に学術的な情報発信を行います。	生涯共育課
長篠城址史跡保存館運営事業	長篠城址史跡保存館で展示、講座開催等を行い、新城の歴史や文化財についての興味や関心を喚起し、深く学ぶ機会の提供を図ります。また、お城 EXPO 等、歴史関係 PR イベントへの参加や積極的な広報活動により誘客を図ります。	生涯共育課
鳳来寺山自然科学博物館運営事業	新城・奥三河地方の豊かな自然に接する野外学習会やミュージアムフェスティバル等のイベント、調査研究、保存活動を行います。 また、東三河のジオサイトをテーマとした特別展示を行う	生涯共育課

	など、地域の素晴らしい自然を内外に発信し、郷土愛を深めるとともに、外部からの誘客を図ります。	
作手歴史民俗資料館管理運営事業	作手歴史民俗資料館の魅力を増進させ、さらなる誘客を図ります。地域の文化財に対する関心を高めるため、情報発信を行います。	生涯共育課

戦略2 広域観光の推進

新都市の強みを生かしながら、民間団体や県・近隣市町村との連携を強化し、広域的な観光を推進することで、交流人口や関係人口の拡大を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
加盟都市との共同プロジェクト数 プロジェクトに参加する市民の数		5件 200人	企画政策課
●奥三河・東三河地域などの周辺市町村と連携した共同イベント開催回数			観光課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
【再掲】ニューキャッスル会議共同声明実現事業	【1-3 から再掲】	企画政策課
広域観光振興推進事業	新東名高速道路の開通など高速道路網の充実による交通アクセスの改善により広範囲の観光地を訪れることが可能になったことや、観光客のニーズの多様化により、より多くの観光素材が求められることから、奥三河、東三河との広域の観光資源を活かした観光誘客を図ります。	観光課

戦略3 ひとの流れを支える観光基盤の整備

豊富な観光資源を有効に活用した取組により増加が期待される来訪者に対応するため、観光交流拠点の機能強化や観光人材育成、交通インフラなどの観光基盤を強化し、来訪者の多様なニーズに応えられる観光受入態勢の整備を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●観光ボランティアガイドの育成			【総計】 観光課
●Wi-Fiアクセスポイント数（公共施設）	3施設	23施設	【総計】 情シス
●道の駅の来場者数			【戦略】 観光課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
公共バス運行事業	利用者の目的にあった路線の変更や満足度が高く効率的な公共交通の充実を図ります。 基幹となるJRや高速バスと観光二次交通のアクセス向上を図るための路線再編、ダイヤの見直し及び交通結節点の充実に取り組むと共に、GTF SやMa a Sの導入の検討を進めます。	行政課
高速バス運行事業	新東名高速道路の開通により名古屋から90分圏内になったことから、新城名古屋間を結ぶインフラとしての高速バスを運行し、観光客誘致など、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげます。	行政課
Wi-Fi整備事業	市各施設、小中学校、防災拠点及び観光地について、各整備事業と歩幅を合わせ、情報通信環境の整備を図ります。	情報システム課
地域情報通信基盤管理事業	良好なテレビ放送環境や高速大容量インターネット通信環境を提供するため、光ファイバ網の整備を進めます。また、光ファイバ網を適正管理・維持し、地理的な制約による都市部との深刻な情報格差を解消します。	情報システム課
観光施設等維持管理事業	観光地内の施設・設備（公衆トイレ、休憩所等）の維持管理を適切に行うとともに美化等にも配慮し、安全・安心で快適な魅力ある観光施設づくりを推進します。	観光課
道の駅管理事業	道路利用者への快適な休憩の場を提供するとともに、観光情報や地元産品を提供することにより、利用者の満足度向上と地域産業の振興を図ります。	観光課

基本目標3 ひとの流れを創る（移住定住関係）

○課題

平成27年度に市民・事業所を対象として実施したアンケートでは、「高等学校卒業後に住み続けることができないと考える理由」として、「通勤・通学が不便だと思うから」が77.3%と最も高く、「結婚後に他の町に移住したいと考える理由」として、「勤務先へのアクセスが悪いから」が60.6%と最も高くなっています。

また、新城市市政モニターアンケートでは、「今後のまちづくりに望む施策」として、「移住・定住などの人口対策」が31.6%（男性37.8%、女性26.0%）と最も高く、次いで「企業誘致など働く場の創出」が29.5%となっています。

本市人口の社会増減をみると、就職や結婚などを契機とした転出が大きいことから、大学等への進学で市外へ流出した若者が再び本市に戻ってくるように、暮らしやすい住環境の整備や周辺都市への交通手段などの整備を進めていくことが必要です。

また、通学や通院などの日常生活の足の確保に努めるとともに、結節に配慮したバス路線網を検討するなど、少子・高齢化に伴う公共交通利用ニーズの変化に対応していく必要があります。

○基本的方向

本市が居住地として選ばれる市となるため、活力ある地域づくりを進めるとともに、住宅に関する情報や空き家情報をより広く発信し、事業効率を高めていくため、民間企業のノウハウを生かした運営を行っていきます。

また、「市の中心核」と「地域の中心核」を拠点に、社会基盤整備や医療・福祉・商業等の生活機能を確保するとともに、子どもや高齢者などが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、快適な住環境を整備していくため、道路や地域公共交通、公共下水道等のインフラの整備を進めるとともに、医師会等との連携を強化し、医療体制を維持していきます。

【数値目標】

数値目標	基準値	目標値
●定住人口（国勢調査）	47,133人（H27）	43,000人（H27）
●転入者数（住民基本台帳）	920人（H30）	

戦略1 移住・定住の促進

①移住希望者への支援体制の充実

新城市が居住地として選ばれる市になるため、空き家バンク制度などを有効活用するとともに、市内外に新城市の魅力を発信することにより、移住・定住の促進を図ります。

住まいや就労を始めとした移住に対する不安の解消を支援し、移住・定住の促進を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	
●若者（15～29歳）の人口		人	企画政策課
●空き家登録件数		件	【戦略】 都市計画課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
地域おこし協力隊運営事業	都市住民を市が委嘱し、地域活動を行うことで、地域活性化に貢献するとともに、起業や移住・定住に繋がります。	企画政策課他
宅地販売促進事業	長者平団地分譲宅地を販売し、作手地区の定住促進を図ります。	企画政策課
空き家利活用事業	市内の空き家を居住・仕事場として有効活用し、UJIターン等による定住人口を増やし地域の活性化を図ります。	都市計画課
住宅開発誘導事業	官民連携し、平井地区市街地整備事業に併せて、良好な住宅環境を整備します。	都市計画課
住宅用地開発事業（新城地域、鳳来中部地区）	定住人口確保のため、新規住宅用地の開発を検討します。	都市計画課

②学校と連携した取組の推進

学校と連携した体験活動・交流活動等を通じ、子供たちの地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図ります。

新卒者と企業とのマッチングの機会を創出し、地域への就業を促進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	
●しんしろ企業展への出展企業数		30社	商工政策課
●【再掲】企業説明会への学生等の参加者数（1-1②から再掲）		80人	商工政策課
中学生議会参加者		5人/中学/年	まちづくり推進課
●共育講座の開催回数			生涯共育課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
自治基本条例運用事業【再掲元】	新城市自治基本条例の運営を着実なものにし、市民自治社会を実現させるため、様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、気持ちの良いまちづくりができる環境を整備します。	まちづくり推進課
【再掲】しんしろビジネスマッチング事業	【1-1①から再掲】	商工政策課
【再掲】新規雇用創出事業	【1-1②から再掲】	商工政策課
共育推進事業	新城市教育理念である「共育」について広く市民への浸透が図れるよう啓発し、地域ぐるみの共育活動を推奨します。	生涯共育課
新城ハートフルスタッフ活用事業	市内小中学校において、発達障害・不登校傾向等により、個別の支援を必要とする児童生徒の学習支援等を行うハートフルスタッフを配置し、個別の支援を必要とする児童生徒が、教育活動にスムーズに参加できるように支援することで、教育環境を整え、学級経営の円滑な運営を図ります。	学校教育課

戦略2 ひとの流れを支える社会基盤の整備

広域幹線道路をはじめ、市内の幹線道路網を整備することにより、円滑で安全な交通環境をめざします。また、地域の実情に即した交通システムの構築に向けた取組を進めます。

公共下水道・浄化槽の整備、また公共下水道・農業集落排水・地域下水道の適正な維持管理を行い快適な住環境と公共用水域の水質保全を図ります。

水道施設の耐震化を進め、水道水の安定供給に努めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	
●路線再編等の計画策定		策定	公共交通対策室
光ファイバケーブル引込率		83.5%	情報システム課
●スマートインターチェンジの整備		実施	【総計】 土木課
新都市舗装個別施設計画に基づく舗装修繕の実施	0km	10.5km	【総計】 土木課
新都市橋梁個別施設計画に基づく橋梁修繕の実施	0橋	15橋	【総計】 土木課
新都市トンネル個別施設計画に基づくトンネル修繕の実施	0箇所	3箇所	土木課
市道の改良総延長		3.9km/年	【総計】 土木課
狭あい道路の整備率（石田・平井地区）		20%	【総計】 都市計画課
水道施設耐震適合		30施設	【総計】 上下水道部
汚水処理人口普及率		74%	【総計】 上下水道部
農業集落排水施設整備地区		7地区	上下水道部
●研修医等受入人数		32人	【総計】 市民病院

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
●公共バス運行事業	利用者の目的にあった路線の変更や満足度が高く効率的な公共交通の充実を図ります。 基幹となるJRや高速バスと観光二次交通のアクセス向上を図るための路線再編、ダイヤの見直し及び交通結節点の充実に取り組むと共に、G T F SやM a a Sの導入の検討を進めます。	行政課公共交通対策室
●高速バス運行事業	新東名高速道路の開通により名古屋から90分圏内になったことから、新城名古屋間を結ぶインフラとして的高速バスを運行し、観光客誘致など、交流人口増加による経済効果を図り、地域の活性化につなげます。	行政課公共交通対策室
地域情報通信基盤管理事業	地理的な制約による地上波等の難視聴地域の解消や情報格差を解消するため、光ファイバ網を適正管理・維持する	情報システム課
休日診療所運営事業	休日における救急医療体制の基盤として、病症の初期及び急性期症状の医療を担当し、救急医療体制を確保します。	地域医療支援センター地域医療支援室
夜間診療所運営事業	夜間における救急医療体制の基盤として、病症の初期及び急性期症状の医療を担当し、救急医療体制を確保します。	地域医療支援センター地域

		医療支援室
訪問看護事業	自宅での療養を支援するため、健康管理、日常生活の維持、病状の回復を図るとともに在宅療養が維持できるよう看護サービスを提供します。	地域医療支援センター地域医療支援室
スマートインター建設推進事業	高速道路に新城南部と豊橋市北部の新たな玄関口として、新城市と豊橋市と協同でスマートインターチェンジの設置事業を推進します。	土木課
橋梁長寿命化対策事業	市内の橋梁について、定期点検及び長寿命化修繕計画を策定し、適正な維持管理を行います。	土木課
インフラ長寿命化計画（行動計画）策定事業	高度成長期に整備された道路ストックが今後急速に老朽化し、市民が安心して利用し続けることが困難になることから、核施設の特徴を踏まえた適切な点検による現状把握と、その結果を基に策定した修繕計画（個別施設計画）に沿って的確な修繕の実施及び適正な維持管理を行います。	土木課
道路ストック対策事業	老朽化が進むトンネル・舗装及び道路のり面等における「道路ストックの総点検」を実施、修繕計画の策定を行い適切な維持管理を行います。	土木課
交通安全施設整備事業	「新城市通学路交通安全プログラム」に基づき、児童が安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めるとともに、地域からの危険箇所要望に対して交通安全施設（区画線・防護柵・道路反射材等の設置・取替）の対策工事を行い、交通事故防止と交通の円滑化を図り、道路利用者の安全を確保します。	土木課
新城駅南地区整備事業	都市計画道路栄町線及び駅前広場を整備することにより、新城駅へのアクセス向上を図ります。	都市計画課
狭あい道路整備等推進事業	幅員4m未満の狭あいな道路を拡幅することにより、緊急車両の通行路を確保し、安心して良好な住環境を整備します。	都市計画課
配水設備改良事業 第7期拡張事業	鳳来・作手地区の水道施設（浄水場・配水池等）の耐震診断及び耐震補強工事を行い、南海トラフ巨大地震等の被害を最小限に抑え、安全安心な水道水の安定供給を図ります。	上下水道部
公共下水道整備事業	公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を進めます。整備地区：豊島、野田、石田、杉山、豊栄、富永地区	上下水道部
浄化槽設置補助事業	公共用水域の水質保全のため、合併浄化槽への転換者に対し補助金を交付します。	上下水道部
農業集落排水機能強化事業	公共用水域の水質保全と農業集落排水施設の長寿命化を図るため、設備の更新事業を実施します。	上下水道部
医師確保事業	安定的かつ持続的な医療を提供するため、医師招聘を進めるとともに、医療機器をはじめとする設備等を整備することで診療・救急医療体制の構築を図ります。	市民病院 総務企画課
地域医療連携事業	地域内で医療を受けることができるよう、地域の健康・医療福祉関係施設との情報交換を行い、連携を強化することで地域医療サービスの向上を図ります。	市民病院 総務企画課
鳳来総合支所周辺整備事業	鳳来総合支所を始めとする周辺公共施設の集約を図り、利便性の高い施設整備を行います。 長篠地域が鳳来地区の地域中心核として機能が果たせるよう地域住民の利便性の向上のため、住みやすいまちづくりに向けた整備を推進します。	鳳来・地域課

基本目標 4 結婚・出産・子育て環境を創る

○課題

平成 27 年度に市民・事業所を対象として実施したアンケートでは、「いずれ結婚したい」との回答が 59.3%となっている一方、「現在独身でいる理由」として「適当な相手にまだめぐり合わないから」が 52.5%と最も高くなっています。

また、新城市市政モニターアンケートでは、「今後のまちづくりに望む施策」として、「移住・定住などの人口対策」の 31.6%、「企業誘致など働く場の創出」の 29.5%に次いで、「結婚・出産・子育て等の支援」が 18.9%（男性 13.3%、女性 24.0%）となっています。

本市では、結婚支援事業を実施し、出会いイベントを開催していますが、イベント実施後の支援体制等、事業の充実を図り、引き続き出会いの場を創出していくことが必要です。

急速な少子化が進行する中、核家族化の進化や地域のつながりの希薄化、就労環境の多様化などにより、子どもと子育てをめぐる環境は大きく変化しています。引き続き、女性の社会進出支援や就業の継続、就労しやすい環境づくりの推進が必要です。

○基本的方向

男女の出会いの場を創出し、本市で結婚し、子どもを産み育てたいと思う市民を増やしていくため、子育てニーズを把握し、細やかな切れ目のない子育て支援を行っていきます。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、地域をあげた子育て支援の仕組みづくりや安心して子どもを育てることができる環境づくりを進めていきます。

人口減少問題や、労働力人口の確保のためには、女性の活躍が必要不可欠となります。女性の社会進出支援や就業の継続、女性が働きやすい環境の整備、起業支援などをしていくために、子育て支援のさらなる充実や、気軽に相談できる窓口など、起業しやすい環境を整えていくとともに、就労しながら安心して育児や介護、家事に取り組むことのできるようワークライフバランスの実現に向けた取り組みを支援していきます。

【数値目標】

数値目標	基準値	目標値
合計特殊出生率 (人口動態保健所・市区町村別統計)	1.41	
出生数(住民基本台帳)	234人(H30)	
女性の労働力率(国勢調査)	77.5%(H27) (単純平均 77.3)	

戦略1 結婚の希望実現の支援

独身者の希望する相手にめぐり合う機会を提供するため、男女の出会いの場を創出するとともに、市内の各団体が実施している出会いの場の創出を連携して取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●出会いの場創出イベント参加者のカップリング数		30.0%	【戦略】 企画政策課
●出会いの場創出イベントの開催数 （市が主催又は連携して行うもの）		回	企画政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
出会いの場の創出事業	新城市の男女の未婚率は増加傾向にあり、未婚率の増加は合計特殊出生率を低下させる要因の1つです。結婚したくても出会いの場がないという方のために、出会いの場の創出を提供します。	企画政策課

戦略2 妊娠・出産・子育ての支援

①妊娠・出産支援の充実

妊娠・出産など子どもを生む環境を向上させ、出産のリスクや不安、経済的負担を軽減・解消を図るため、妊婦・乳児健康診査の助成や受診率の向上、乳児家庭の全戸訪問による助言や支援などに取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	
【再掲】出生数（目標から再掲）			
●4か月～1歳児のいる家庭への訪問事業実施率		%	健康課
●乳児健康診のうち2回目の受診率		%	健康課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
養育医療費助成事業	母子保健法第20条の規定に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を助成します。	保険医療課
子育て世代包括支援センター運営事業【再掲元】	妊娠・出産・子育てに関する不安や負担の軽減やいじめ・虐待の防止など、すべての子供が安心して育ち、育てられるよう、切れ目のない支援を拡充します。 地域をあげた子育て支援の仕組みづくりや安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進します。	こども未来課
地域子育て支援センター事業【再掲元】	主に未就園児とその保護者を対象に、遊びの場、子育て相談と情報の場を提供し、子育てと親子のふれあいをサポートすることで育児ストレスや育児不安の軽減・解消を図り、子育てしやすいまちづくりを推進します。	こども未来課
すこやか子育て事業	乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに繋がります。	健康課
母と子のすくすく健診事業	適切な時期に妊産婦・乳児健康診査等を受診できることにより、母子の体調管理や異常の早期発見を行い、安心・安全な出産・子育てを支援します。 一般不妊治療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。	健康課
乳幼児健康診査事業	母子保健法に基づき適切な時期に健診を行い、子どもの発育や発達を確認し、異常の早期発見や、子育て支援をします。 相談や教室を通して、発育・発達が心配な児や、子育てに不安を抱えている保護者に継続的に関わり、適切な支援に繋がります。	健康課
助産所運営事業	分娩の介助並びに分娩に関する支援を行うとともに、育児に関するサービス提供や母子保健に関する啓蒙活動を行い、出産や子育てに関する安全と安心を確保します。	地域医療支援センター地域医療支援室

②子育て支援の充実

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担の軽減やいじめ・虐待の防止など、すべての子供が安心して育ち、育てられるよう、切れ目のない支援を拡充します。

地域をあげた子育て支援の仕組みづくりや安心して子どもを育てることができ環境づくりを推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●子ども家庭総合支援拠点の設置 （子育て世代包括支援センター＋ソーシャルワーク機能）		設置	【総計】 こども未来課
●児童発達支援センターの設置（奥三河圏域）		1か所設置	【総計】 こども未来課
●子育て世代包括支援センターの相談者数		年件	こども未来課
●子育て支援施設利用者数 （地域子育て支援センター、児童館）		年人	【戦略】 こども未来課
●子ども食堂の設置数		5か所	こども未来課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
市子ども医療費助成事業	子どもの医療費の本人負担部分を支給し、子育て環境の充実を図ります。	保険医療課
児童発達支援センター事業	心身の発達に心配や不安がある在宅の障害のある子ども等に日常生活における基本的な動作の指導や遊びを通して運動能力や言葉の基礎となる力の習得、集団生活への適応訓練等を提供します。	こども未来課
重症心身障害児居場所づくり事業	障害児と児童が共に活動することで障害理解とインクルーシブな地域づくりを進めます。	こども未来課
【再掲】子育て世代包括支援センター運営事業	【3-2①から再掲】	こども未来課
【再掲】地域子育て支援センター事業	【3-2①から再掲】	こども未来課
子ども・子育て支援事業	本市における保育等の13項目における需要量を把握し、供給量の計画的な確保策を定め遂行することで、子育てしやすいまちづくり（女性の就労支援、待機児童対策、少子化対策）を推進します。	こども未来課

③保育サービス・放課後児童対策の充実

安心して子どもが育ち、育てられるきめ細かな環境を整えるため、保育ニーズに対応する施策を推進します。

放課後の子どもの安全な居場所づくりに向けた放課後児童への対策を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●子ども園待機児童数	0人	0人を維持	【総計】 こども未来課
●放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人を維持	【総計】 こども未来課
●療育環境の整った子ども園の整備	1か所	2か所	【総計】 こども未来課
●ファミリーサポート援助会員数	37人	人	こども未来課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
新城版こども園推進事業	新城市独自の子育て支援施策を展開し、子どもの健全な育成と子育ての負担軽減及び持続可能な地域社会の形成を図ります。	こども未来課
保育所管理事業	地域の幼児教育及び子育ての拠点として、児童の健全な心身の発達を支援し、かつ女性の社会進出や保護者の多様な就労形態に対応した保育ニーズに応えることで、持続可能な地域社会形成を図ります。 すべてのこども園を保育所型認定こども園として運営するとともに、0歳から2歳児の非課税世帯、3歳以上児の保育料無償化で経済的負担の軽減を行います。	こども未来課
放課後児童対策事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等における遊びや生活の場を提供することで、児童の安全確保と良好な放課後の居場所を確保するとともに、増加する保育ニーズに対応します。	こども未来課
ファミリーサポート事業	子育ての援助を受けたい者及びその援助を行いたい者で組織するファミリー・サポート・センターにおいて会員による相互援助活動その他の支援活動を行うことにより、児童福祉の向上及び仕事と子育ての両立を始めとした子育て家庭が、安心して生活できる環境の整備を図るとともに、市民参加による共同の子育て支援を通じ、地域コミュニティの形成を図ります。	こども未来課

戦略3 女性の活躍促進

男女共同参画を促進するための学習、啓発等を行い市民の理解を深めるとともに、子育てしやすい、女性が働きやすい環境の整備を進め、女性のライフスタイルやライフステージに応じた就業、キャリア形成や起業を支援します。

就労しながら安心して育児や介護、家事などに取り組むことのできる環境づくりを進めるため、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを支援します

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●女性の起業者数			【総計】 商工政策
●女性の審議会への登用率		30%	【総計】 まちづくり推進課
●女性議会参加者		8人/年	まちづくり推進課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
男女共同参画プラン推進事業	男女共同参画に関する施策を総合的かつ体系的に整備・推進し、男女共同参画社会の推進を図ります。	まちづくり推進課
【再掲】自治基本条例運用事業	【4-3 から再掲】	まちづくり推進課
【再掲】地域産業総合振興施策推進事業	【1-1①から再掲】	商工政策課
【再掲】創業支援補助事業	【1-2②から再掲】	商工政策課

基本目標5 安全・安心で豊かなまちを創る

○現状と課題

現在、急速に高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸に向けて、市民がいつまでも健康でいきいきと暮らし続けられる社会づくりが求められます。また、身近な地域単位で課題を解決できる仕組みづくりをさらに進めていく必要があります。

東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、防災・減災対策に対して、市民一人ひとりが防災意識を持ち、自主防災組織への理解を高めていくことが必要であるとともに、自主防災組織の主体な防災活動を通じて、災害時に対応できる体制の整備を進める必要があります。

活力のある地域づくりに向けて、市民のまちづくりへの参加意欲が高まってきていますが、継続的に市政に参加する意識付けが必要であるとともに、持続可能な地域づくりを効率的・効果的に実践していくための仕組みづくりや、活動の担い手の育成など市民と行政の協働による推進体制の充実が必要です。

また、東三河広域連合が設立され、東三河地域の地域力と自立力を高め将来にわたる持続的な発展に向けた取り組みが進められている中で、地域間連携や広域連携の推進が重要となります。

○基本的方向

年齢、性別、障がい、国籍にかかわらず、全ての市民が地域で、健康でいきいきと、安心・安全に生活が送れるよう、市民が健康づくり、生きがいづくりに取り組める環境整備を進めるとともに、地域住民や福祉関係者の連携・協働により、身近な地域での様々な困りごとを解決できる仕組みづくりを進めます。

市民と地域、行政との協働による安全・安心なまちづくりに取り組むため、自主防災への意識を高め、地域防災体制の整備を進めるとともに、地域における自主的な防犯活動等への支援を強化し、犯罪のない安全なまちづくりに取り組みます。

活力のある持続可能な地域づくりを推進するため、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた事業展開や、地域資源を活用した市民との協働による魅力あるまちづくりへの取り組みを進めるとともに、東三河広域連合を始め近隣市町村・愛知県等との連携により、新たな魅力と活力のまちを創造します。

【数値目標】

数値目標	基準値	目標値
●65歳における平均自立期間		
市民自治の活性化の満足度		70%
高齢者の自立支援や福祉対策の満足度		

戦略1 地域における健康づくり体制の整備

①健康づくりの支援

市民の健康づくりを推進するため、地域の公民館等に出向いての健康講座の開催、健康相談の実施、自己の健康管理のための健康手帳の配布、健康教室や健康相談の実施などに取り組み、地域での健康づくり体制を構築していくための支援を行います。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●健康教室等参加者数		1,000人	【戦略】健康課
●がん検診受診率		22%	健康課
●歯周疾患検診受診率		13%	健康課
●成人の訪問指導件数		150件	健康課
●健康マイレージ参加者数		125人	健康課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
健康教育事業	各種健康教室等を実施して、住民自らが心身の健康づくり、生活習慣病の予防・重症化予防を図ります。	健康課
健康相談事業	自身の健康に関する不安の軽減及び生活習慣病の予防・重症化予防を図ります。	健康課
健康診査事業	各種がん検診、歯周疾患検診等により、疾病の早期発見・早期治療、生活習慣の見直し、疾病の予防を図ります。	健康課
訪問指導事業	住民自らが健康づくりに取り組めるよう訪問指導を行い、生活習慣病予防・重症化予防を図ります。	健康課

②地域で支える体制づくり

市民が抱える地域の暮らしの様々な困りごとに対して、地域住民や福祉関係者のネットワークにより、身近な地域単位で解決できる仕組みづくりを進めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	
●介護予防教室等参加者数		年 人	【総計】 高齢者支援室
●認知症サポーターの人数		延 人	【戦略】 高齢者支援室
●認知症サポーターステップアップ講座受講者数		年 人	高齢者支援室
●生活・介護支援サポーターの人数		延 人	高齢者支援室
●高齢者への生活支援体制の整備		実施	【総計】 高齢者支援室

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
地域福祉計画推進事業	第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進と実施状況の評価を行います。（計画期間R2-6） 地域福祉計画の進捗管理及び評価などを協議するため、地域福祉計画推進会議を3回開催します。 市と社協の共同事務局体制をとり、一体的な計画推進を行います。（推進に係る費用は市と社協で案分） 庁内関係各課と連携します。	福祉課・高齢者支援室・こども未来課
福祉円卓会議運営事業	福祉人材をみんなで育てる町をつくるため、福祉円卓会議を開催するとともに、福祉職の実態調査を実施し現状を把握、分析を行います。	福祉課
認知症サポーター等養成事業	認知症の人やその家族に対する理解を深めるために、市内企業や団体、学校、住民を対象に認知症に関する講座を実施します。	福祉課高齢者支援室
生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援体制整備のため生活支援コーディネーター（別名：地域支え合い推進員）を配置します。地域にあるさまざまな活動や支え合いと連携しながら支援体制の充実及び高齢者の社会参加を推進します。	福祉課高齢者支援室
生活・介護支援サポーター養成事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を定期的に見守ると同時に相談のり、ゴミ出し、買い物支援、簡単な家事を実施するボランティアを養成することにより生活を支援します。	福祉課高齢者支援室
地域ケア会議推進事業	高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域支援ネットワークの構築、地域課題の解決を図る地域ケア会議を開催します。また自立支援の観点から個別ケア会議を開催します。	福祉課高齢者支援室
地域包括支援センター運営事業	新城市地域包括支援センター（1カ所）、高齢者ふれあい相談センター（6カ所）を高齢者の地域の相談窓口として配置します。	福祉課高齢者支援室

戦略2 全員活躍社会づくり

①高齢者への支援

高齢者がいきいき安心して生活が続けられるよう、関係機関と連携し、健康確保や、生活の向上、福祉の増進に努めます。また、各種介護予防事業などの実施を通じて、高齢者の自立や社会参加を進めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	
●事業所への福祉介護ロボットの導入支援		2事業所	【総計】 高齢者支援室
●高齢者外出支援サービス利用率 (タクシー券・有償運送チケット)		50%	福祉課
●買い物困難地域の解消		買い物困難地域の 70%以上	福祉課
●地域介護予防活動実施箇所数 (ミニデイサービス)		増加	高齢者支援室

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
高齢者外出支援サービス利用拡大事業	自ら車を運転できない高齢者の外出を支援し、福祉の増進を図ります。	福祉課
配食サービス空白地域解消事業	日常生活に支障のある在宅の一人暮らし高齢者等に対し、「食」の自立支援の観点から、食生活の改善と健康保持及び安否の確認を図ります。	福祉課
買い物困難地域対策事業	個人商店等が無くなったことにより、高齢者の買い物が困難となった地域の解消を図ります。	福祉課
介護一般事務経費（福祉現場での介護ロボット導入支援事業）	実際に介護ロボットを試用することにより、介護従事者や利用者の負担軽減など影響する効果、課題等について検証します。	福祉課高齢者支援室
高齢者福祉計画策定・推進事業	本市の高齢者福祉における方向性及び施策を定めます。 令和元年度～2年度に東三河広域連合で策定する第8期介護保険事業計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）と整合性を図り、基本的な方針と国県の動向や社会情勢を踏まえ、高齢者福祉のさらなる推進を行います。	福祉課高齢者支援室
地域型通所サービス事業	地域の住民やNPO団体など住民互助により実施します。要支援1・2、総合事業対象者に対し、生活機能を改善するプログラムを提供し、身近な地域に定期的な集いの場があることで閉じこもり予防、介護予防につなげます。	福祉課高齢者支援室
短期集中通所サービス事業	要支援1・2、総合事業対象者に対し、重症化予防、介護予防のため、専門職による運動機能向上プログラム等短期集中型（半年）の通所サービスを提供します。	福祉課高齢者支援室
認知症総合支援事業	認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築を目的に、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置します。	福祉課高齢者支援室
在宅医療・介護連携推進事業	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために医療・介護事業者等関係者の連携を推進します。	福祉課高齢者支援室
介護サービス事業者等適正化支援事業(福祉課)	介護給付費の適正な執行は、受給者に対し過不足のない真に必要なサービスを提供することを通じ信頼を高め事業者の健全な発展を推進します。研修会や説明会を通して目的を共有し実現に向けた働きかけを行います。	福祉課高齢者支援室
介護予防把握事業	一人暮らし、高齢者のみ世帯へ定期的に訪問やアンケートを実施し、閉じこもり、足腰が弱い等支援を必要とする者を早期に把握し、介護予防活動へつなげます。	福祉課高齢者支援室

地域型訪問サービス事業	専門職ではなく身近な地域の力で支え合うことを目的とし、総合事業対象者に対し、シルバー人材センターやボランティア等、住民主体による生活支援（ゴミ出し、買い物等）を行います。	福祉課高齢者支援室
家族介護教室等開催事業	介護者家族向けの講座開催や相談会実施により介護知識や技術の習得とともに介護者の健康維持や介護負担感の軽減を図ります。	福祉課高齢者支援室
介護予防普及啓発事業	住民対象に介護予防の基本的な知識の普及啓発をするとともに身体機能の維持のため運動教室を開催します。	福祉課高齢者支援室
地域介護予防活動支援事業	地域住民や団体が実施する高齢者の集いの場の活動を支援することにより、閉じこもり予防や介護予防につなげます。	福祉課高齢者支援室

②障がい者への支援

障がい者がいきいき安心して生活が続けられ、自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、健康確保や、生活の向上、福祉の増進に努めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	
●障害者相談支援事業支援延べ件数		13,500件（R6）	【総計】福祉課
●障害者タクシー助成券利用率		45%	福祉課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
障害者相談支援事業	障がいのある方やその家族などからの様々な相談に応じ、必要な支援を行うほか、個々のニーズに応じた支援だけでは解決できなかった課題について、地域の関係者が集う協議会にて情報共有を図り、解決に向けた取り組みを進めます。	福祉課
障害者外出支援助成事業	自ら車を運転できない障害者の外出を支援し、福祉の増進を図ります。	福祉課
障害者計画等策定・推進事業	「新城市障害者計画」、「新城市障害福祉計画」及び「新城市障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がいのある人が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現を図ります。	福祉課

③多文化共生の推進

年齢、性別、障がい、国籍などを超えて全ての人がそれぞれの多様な価値観や生き方を尊重し、許容しながらも、自ら主体的に考え、学ぶことができる環境を整備していきます。

地域で活躍する外国人も、地域の担い手として共に取り組む地域づくりを推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
国際交流に関するイベント及び日本語教室等に 参加する市民の数		300人	企画政策課
ポルトガル語相談や心理相談の件数		100件	企画政策課
防災対策や日本語ボランティア育成講座参加人数		100人	企画政策課
加盟都市との共同プロジェクト数 プロジェクトに参加する市民の数		5件 200人	企画政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
市国際交流協会支援事業	国際交流の母体となる国際交流協会を支援することで、新 城市全体の国際化を進めます。	企画政策課
多文化共生事業	外国人市民の生活を支援することで地域住民との円滑な共 生を図ります。	企画政策課
【再掲】ニューキャッスル会 議共同声明実現事業	【1-3 から再掲】	企画政策課

戦略3 地域の防災・防犯体制づくり

①地域防災体制の整備

市民の一人ひとりが防災意識を持てるよう地域における自主防災組織の充実や防災活動を推進するとともに、常備消防や消防団との連携・連帯を高める取り組みを進めます。

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう自助、共助の取り組みを強化します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●災害情報メール登録者数			【総計】 防災対策課
●防災ボランティアの会登録者数			防災対策課
●災害時要援護者名簿登録者のうち登録情報を行政区等に提供することに同意がある者の割合		55%	【総計】 福祉課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
家具転倒防止用具普及事業	家具等を固定することにより人命等の被害軽減を図ることを目的として、災害時要援護者世帯に対し、家具の転倒防止用具の取付けを行います。	防災対策課
自主防災組織防災活動援助事業	地震災害時等における自主防災組織の初動体制の整備を図ります。自主防災組織が防災活動に要する経費の一部を助成します。	防災対策課
東三河防災体制共同推進事業	東三河管内8市町村の会員及び豊橋技術科学大学を始めとする4大学を顧問とする協議会において、東三河地域の防災対策の推進を図ります。	防災対策課
防災ボランティア活動事業	大地震により行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合にボランティアがその力を十分に発揮できるようにボランティアの知識・技術の高揚を図ります。	防災対策課
防災資機材等整備事業	南海トラフ地震・風水害等による災害発生後の避難者生活に必要な食糧、飲料水、生活用品等の備蓄品を整備します。	防災対策課
災害時要援護者支援事業	新城市災害時要援護者避難支援制度実施要綱の規定に基づき、災害時要援護者名簿を地域支援関係者に提供します。	福祉課

②地域防犯体制の整備

地域における自主的な防犯活動等への支援、「しんしろ安全・安心で快適なまちづくり行動計画」の推進などを通じ、市民等と協働による安全・安心で快適なまちづくりに取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●街頭キャンペーン実施回数			行政課
●防犯カメラ設置台数			行政課
●青パト隊登録者数	206人 (R1.9.1)		行政課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
安全・安心で快適なまちづくり事業	犯罪等のない安全安心で快適なまちづくりを推進します。増加傾向の特殊詐欺、空き巣被害などの犯罪減少のため、地域・警察と協力したキャンペーン活動を展開します。	行政課
地域安全対策 環境整備事業	犯罪被害、交通事故の少ない安全安心で快適なまちづくりのため地域安全対策として安全灯や防犯カメラ整備を推進します。また、地域で積極的に防犯活動を展開する青パト隊、警察等と連携を図り犯罪抑止につなげます。	行政課

戦略4 持続可能なまちづくり

①循環型社会への取組推進（環境的な持続可能性）

環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の実現に向けて、ごみの減量対策や資源の再利用・再資源化をはじめ、ごみの不法投棄防止や公害の未然防止等への対策について、日常生活の仕組みとして確立させることを市民と行政が協働しながら展開します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
●温室効果ガス削減目標値 平成25年度（2013年度）比		19%	環境政策課
●環境に関する講座等への参加延べ人数 （2013年度～）		2,120人	【総計】 環境政策課
●1人1日当りの家庭ごみ排出量		500g	【総計】 生活環境課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
温暖化対策推進事業	温室効果ガスの排出を抑制する「低炭素なまち」を創造するため、エネルギー自治をつうじて、省エネルギー行動の推進、再生可能エネルギー利用を推進します。	環境政策課
環境連携構築事業	職員を含めた環境人材の育成、パートナーシップの強化、環境教育を進め、地球環境問題や地域の課題に対して「みんなで取り組むまち」を創造し、将来世代に引き継ぎます。	環境政策課
ごみ減量推進事業	生活環境委員をはじめとする地域住民の活動と連携して、ごみを分別することで、資源としての再利用を促し、ごみ減量につなげていく。また、地域の美化活動「クリーンフェスタ」を呼び掛け、不法投棄の防止、環境保全活動を支援する。さらに、資源集積センターの管理運営を行い、資源化の推進を図ります。	生活環境課
クリーンセンター整備事業	市内の可燃性一般廃棄物を焼却処理できる施設であるクリーンセンターの長寿命化工事を実施し安定的かつ適正に処理する。また、将来的な施設の整備方針も固めるための調査検討を行います。	生活環境課

②活力のある地域づくり（社会的な持続可能性）

地域の資源や魅力を活かし、地域活性化に向け、地域自治区制度等を柱とした住民主体の施策を推進します。

まちづくり活動の担い手の育成や地域自治区の推進、情報の共有など、行政経営における市民参加と協働体制の整備を進めます。

ICT、AI、ドローン等を始めとした新技術を活用し、豊かで快適な地域社会の実現を目指します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	
地域自治区と大学等の連携数			【総計】 自治振興課
若者の審議会等への登用率		5.0%	【総計】 まちづくり推進課
市民まちづくり集会参加者		150人/年	【総計】 まちづくり推進課
市民活動サポートセンター登録団体数		50件	まちづくり推進課
コミュニティビジネス立ち上げ事業実施者数		2件/年	まちづくり推進課
地域マネージャー制度導入地域自治区数		10地域自治区	自治振興課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
若者が活躍できるまち実現事業	市内外の若者が活躍できるまちを実現し、魅力的なまち、住みたくなるまち、働くことができるまちづくりを推進するため、若者総合政策を推進します。 市長の付属機関として「若者議会」で若者政策に資する予算の用途を審議し、若者政策を立案します。	まちづくり推進課
【再掲】自治基本条例運用事業	【4-3 から再掲】	まちづくり推進課
市民活動サポート事業	市民活動団体が、安心して活動（会議）が行えるよう体制を整備することで、より市民活動、ボランティア活動が充実することを目指します。また、東三河地域の市民活動団体の情報をWEBページにより周知することで、広域的な活動情報を共有できるようにします。	まちづくり推進課
めざせ明日のまちづくり事業	住民が自発的かつ主体的に取り組む公益的な市民活動により市民活動団体の自立育成と市民活動の拡大を促進していくとともに、市内で起業し、又は創業した若者及び女性の活動を支援します。	まちづくり推進課
地域集会施設整備支援事業	地域の自治活動やコミュニティ活動の活性化を図るため、地域集会施設の整備の支援を行います。	まちづくり推進課
地域マネージャー制度調査研究事業	住民主役、市民自治が根づくまちを目指し、市政運営の土台となる地域自治区制度において「地域マネージャー制度」の導入について調査・検討を進め「活力ある地域社会」を守ります。	自治振興課
地域自治区運営事業	地方分権時代における「新たな公共」の理念に基づき、市民と行政によるまちづくりの協働体制を推進します。	自治振興課
地域振興事業		作手・地域課

③地域間連携・広域連携の推進

東三河、奥三河地域の将来にわたる持続的な発展のため、関係市町村等との連携により課題を解決し、魅力と活力に満ちた広域的な地域づくりを推進します。

民間の国際交流団体への支援や文化交流事業の実施、青少年の海外派遣・学校間交流など、国際交流の機会を提供します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値	関係課室
東三河広域連合による共同処理事務本格実施数			【総計】企画政策課
●大学や企業との包括協定数	10件	増加	【総計】企画政策課
加盟都市との共同プロジェクト数 プロジェクトに参加する市民の数		5件 200人	企画政策課

具体的事業	目的・事業内容	関係課室
広域行政事業	東三河広域連合発足により、分権型社会に対応した「自立力」と「地域力」を備えた一体的な地域づくりを推進するとともに、奥三河山間地域との連携による特徴ある地域作りを進めます。 交流事業の促進により地域振興を図ります。	企画政策課
【再掲】ニューキャッスル会議共同声明実現事業	【1-3①から再掲】	企画政策課